

# 中核市市長会議

〔平成28年8月〕

(議案資料)

日 時 平成28年8月10日(水)

13:40~14:40

会 場 都市センターホテル

3階 コスモスホール I

## 権限移譲検討プロジェクト活動経過報告

### 1 第1回プロジェクト会議（5/25）の結果

テーマ	<p>県費負担教職員の人事権等移譲について</p> <p>「県費負担教職員の任命権」、「県費負担教職員給与等の負担」、「県費負担教職員の定数決定及び学級編制基準の決定権」に加えて、「任免・分限・懲戒処分の基準の制定権」等、人事権全般に係る権限移譲について、事務処理特例制度によらない権限移譲実現に向けて、調査・研究を行い、実効性のある提言・要望を行うことを目的とする。</p>
検討方法	各中核市アンケート調査を実施する

### 2 県費負担教職員の人事権等移譲に関するアンケートの実施

(1) 対象 中核市（全47市）

(2) 実施期間 平成28年6月21日～6月29日

(3) 調査項目

- ① 県費負担教職員の人事権等移譲の取組状況及び今後について
- ② 学級編制及び教職員配置における都道府県と市の役割のあり方について
- ③ 県費負担教職員の人事権等移譲における権限の受け皿のあり方について
- ④ 権限移譲に伴う財源確保のあり方について
- ⑤ 人事権等以外の教育分野の地方分権・教育の裁量権への拡大について
- ⑥ 都道府県と市町村との権限移譲における国の関与のあり方について

### 3 アンケート実施結果（概要）

- 「人事権等全般の権限移譲が必要」との回答が19市、「一部の権限移譲が必要」との回答が14市であった。
- 権限移譲を必要としている33市のうち、移譲に向けた「取組を行っていない」との回答が23市であった。
- 学級編制及び教職員配置の現状については、「中核市の要望をもう少し反映されたい」との回答が18市、「学級編制や教職員配置に係る権限移譲が必要」との回答が14市であった。
- 「義務標準法」と「都道府県における教職員配置基準」の運用に「課題がある」との回答が30市であった。
- 人事権等権限移譲の受け皿のあり方については、「周辺小規模市町村との広域連携が必要と考えている」との回答が19市、「中核市単独と考えている」との回答が19市と同数であった。

たが、その理由を見ると、どちらの回答であっても、地域の実情に応じた柔軟な受け皿のあり方に対応できる仕組みが必要であると思われる内容であった。

- 加配教職員の配置状況、市費の割合、再任用職員、非正規職員の活用状況などについては、数字的に比較・分析するのは困難ではあるが、義務教育の担い手として教育政策を反映させるべく苦心していると思われる内容であった。また、「義務標準法」による教職員の定数が“直接”割り当てられる仕組みが必要であると思われる内容であった。

#### 4 提言内容の検討

- アンケート調査結果及び第1回プロジェクト会議での議論を踏まえ、提言に盛り込むべき内容についての意見交換を行い、今後作成する提言案に反映させる。

#### 5 今後の予定

- |       |  |
|-------|--|
| 8月10日 | 第2回プロジェクト会議（アンケートの結果報告及び提言内容の検討）               |
| 9月    | 提言案に係るプロジェクト構成市への意見照会⇒修正作業<br>提言案の最終確認（全市意見照会） |
| 10月   | 第3回プロジェクト会議（提言の承認）⇒国への提言                       |

## 財源確保検討プロジェクト活動経過報告

### 1 調査等の実施状況

- 保健所関連業務の地方負担額に関する調査など  
⇒6月16日〆切  
※対象：プロジェクト構成市
- 地方に必要な一般財源総額に関する各種調査  
⇒7月29日〆切  
※対象：全中核市

### 2 プロジェクト会議の概要

- 活動計画に基づき、進捗状況と今後のスケジュールを確認
- 平成28年度提言案の方向性について事務局案を提示・説明

### 3 提言の方向性

#### (中核市の事務権限に見合った税財源移譲)

- 都道府県からの税財源移譲を前年度に引き続き要望
- 保健所全体の運営費は、概ね普通交付税の需要額により充足されていたため、精神保健費や保健所建設費などの個別項目における内容を改めて精査のうえ、財源不足が生じていれば財政支援を要望

#### (地方交付税・臨時財政対策債のあり方)

- 地方交付税は中核市が直面している財政需要における必要な総額を確保すること、また、臨時財政対策債の廃止について引き続き要望

#### (その他)

- 消費税引き上げ時期の延期に伴う地方負担への転嫁がないよう要望

### 4 今後のスケジュール

- 8月～9月 提言案の作成
- 10月 提言案の各市への最終意見照会
- 10月27日 第3回プロジェクト会議（提言案の確定）
- 10月28日 市長会議で提言案の承認
- 11月 提言活動

## 地方創生検討第一プロジェクト活動経過報告

### 1 少子化・超高齢社会への対応に関する取組内容についてのアンケート調査の実施

- 平成28年4月22日（金）～5月13日（金）の期間で実施
- 地方創生検討第一プロジェクト構成市16市すべての市から回答を受領

アンケート調査の結果、課題として多くみられた事項等は以下のとおりであった。

#### (1) 少子化社会への対応

課題	求められる対応
①保育人材及び施設の確保	保育職員の処遇改善、待機児童の解消など
②ワーク・ライフ・バランスの取組の推進	国全体での働き方改革（ダブルケアへの対応）等の仕組みづくり・意識醸成（制度利用が困難な状況の改善）など
③経済的負担の軽減	国による全国一律の子ども医療費助成制度の創設など

#### (2) 超高齢社会への対応

課題	求められる対応
①地域コミュニティの衰退	高齢者の活躍の場の確保及び創出、共助の精神の醸成など
②介護人材の不足	介護職員の処遇改善など

#### (3) 安定的な財源の確保

課題	求められる対応
①交付金の要件見直し	補助率の引上げ、自由度の向上など

#### (4) その他

- ①都市構造・都市計画の見直し
- ②交通政策の見直し

### 2 第1回プロジェクト会議のまとめ

- 平成28年5月25日（水）に開催
- 地方創生検討第一プロジェクト構成市16市中9市の市長（代理を含む）が出席
- 少子化・超高齢社会への対応に関する取組及び課題等について各市長から発言

各市長の発言内容をまとめると以下のとおりであった。

#### (1) 少子化社会への対応<安心して子どもを生み育てられる環境づくり>

- ・各市とも地域特性に合わせて、様々な工夫を凝らした取組を実施している。
- ・しかし、出生率の向上に対し、本当に効果が高い取組が何か判断がつかない。

#### (2) 超高齢社会への対応<地域で支え合う仕組みづくり>

- ・地域包括ケアシステム等、地域で見守る体制や相談支援ができる仕組みづくりを進めている。
- ・多世代同居に関する取組や住民によるまちづくりを進める取組を実施している。

### 3 提言の方向性に関するアンケート調査の実施

- 平成28年6月22日（水）～7月6日（水）の期間で実施
- 地方創生検討第一プロジェクト構成市16市すべての市から回答を受領
- アンケート調査の設問の趣旨及び内容

#### 設問1 提言の観点の確認

第1回会議、前回のアンケート調査の結果を受けて、提言の観点が以下の点でよいか確認するとともに、その他の観点について、記入してもらった。

##### ①少子化社会への対応

保育人材及び施設の確保、ワーク・ライフ・バランスの取組推進、医療費の助成、保育料の減免など経済的負担の軽減

##### ②超高齢社会への対応

地域コミュニティの維持、地域包括ケアシステムなど支え合いの仕組み、多世代共生

#### 設問2 各市における地域コミュニティの充実を図る取組の確認

- ・第1回会議及び前回のアンケート調査から、地域における取組が重要な視点の一つとされた。
- ・全国市長会も地域コミュニティの充実が、合計特殊出生率上昇の要因となっていると報告している。

以上のことから、多世代交流・共生の観点から、地域コミュニティの充実を図る取組について、記入してもらった。

#### 設問3 少子化・超高齢社会に対する各市の取組のうち、興味・関心が高かった取組の確認

各市の本プロジェクトへの期待として、取組事例の情報共有や意見交換が挙げられたことを受けて、取組事例の深掘りを行い、各市における取組や提言に生かしていくため、各市から紹介された様々な取組のうち、各市が特に興味・関心を持った取組を選んでもらった。

### 4 提言の方向性

これまでの取組を踏まえて、以下の方向性で提言をまとめていく予定としている。

- ①地域特性等に応じた、少子化社会・超高齢社会に向けた取組を進める中での課題に関すること。
- ②多世代交流・共生等、地域コミュニティの充実に向けた取組を進める中での課題に関すること。
- ③基礎自治体の取組、国の取組における役割の明確化に関すること。
- ④その他（各市から出された中核市共通の課題に関すること等）

### 5 今後の予定

	時期	内容
1	8月下旬 ～9月中旬	提言素案のプロジェクト構成市への意見照会 ⇒修正作業
2	9月下旬 ～10月上旬	提言案の中核市への意見照会 ⇒修正作業
3	10月27日・28日	中核市サミットinいわき ・提言案の承認
4	11月上旬	国への提言

# 地方創生検討第二プロジェクト活動経過報告

## 【研究テーマ】地方への人材還流について

### 1. これまでの活動状況

#### (1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備（4月～5月）

- ・ 地方への人材還流を促す取組を大きく4つの項目に分け、各項目に係る現状と課題を第1回会議の発言要旨として各市へ照会。
  - ①就業支援 ～ 新卒者等に対して地元就業を促す支援策や、事業者に対して雇用増を促す支援策など、就業支援に関する取組について
  - ②創業支援 ～ 事業者の創業に対する多角的な支援策など、創業支援に関する取組について
  - ③本社機能の移転 ～ 本社機能の地方への移転促進に関して、現在の取組状況や、問題点・国への要望等について
  - ④その他 ～ 上記の他、地方への人材の還流に資する取組について
- ・ 活動計画(案)の作成。

#### (2) 第1回プロジェクト会議（5月25日）

- ・ 活動計画(案)の承認。
- ・ (1)の発言要旨を会議資料として、出席10市により4項目について取組状況の紹介、意見交換。

#### (3) 提言素案の作成（6月～8月）

- ・ 第1回会議の資料及び各市の意見を元に論点を整理し、提言素案を作成。
- ・ プロジェクト担当者会議（7月14日）において論点整理と提言素案を説明、今後のスケジュールを確認。
- ・ 提言素案について各市へ意見照会し、意見を元に素案を修正。

#### (4) 第2回プロジェクト会議（8月10日）

- ・ 論点整理と提言素案を会議資料として、出席市により意見交換。

### 2. 今後の活動予定

- 8月～9月 第2回会議の意見を元に提言素案を修正し、提言(案)を作成。
- 9月～10月 提言(案)について各市へ意見照会し、意見を元に最終案を調整。  
活動報告書(案)を作成。
- 10月27日 第3回プロジェクト会議において提言(案)及び活動報告書(案)について意見交換、各案の承認。
- 28日 中核市市長会議において提言の採択。 → 提言活動（11月）

## 公立学校施設整備の予算に関する緊急要請（案）

学校施設は児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時の重要な拠点であるとの認識のもと、各自治体においては、平成27年度まで、構造体及び非構造部材の耐震対策を優先的に進めてきたところである。また、老朽化した学校施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など様々な課題に対応するため、計画的な改修・整備を推進している。

国の平成28年度公立学校施設整備費当初予算額は、平成27年度当初予算と比較し一般会計で64億円増額されたものの、東日本大震災復興特別会計で計上されていた1,404億円がなくなったため、全体として大幅な減額となっている。平成28年度の補助事業の採択にあたっては、耐震化事業など児童生徒の安全に直接関わる事業が優先的に採択される一方、老朽化対策や空調設備の設置、トイレの改修など多くの教育環境改善事業等への補助が見送られており、中核市全体の要望額に対する交付決定額の割合は大幅に減少している。

耐震化の事業は児童生徒の安全な学校生活に直接関わる事業であるとともに、災害発生時の拠点を確保する重要な事業であるが、給食を提供するための施設及び空調設備の設置、トイレの改修など各自治体の実情に応じて必要としている施設整備も、良好な教育環境を維持するために必要となる重要な事業であり、耐震化と併せて計画的に実施することで、安全で安心な教育環境の整備につながるものと考えている。

については、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- 1 学校施設整備に関する平成28年度の国の当初予算額と自治体からの交付申請額の差額をふまえ、補正予算等による早急な財源措置を実施すること。
- 2 公立学校施設における老朽化対策や空調設備の設置、トイレの改修など良好な教育環境の整備を計画的に進められるよう、必要な財源を着実に確保すること。

平成28年 月 日

中核市市長会



## 学校施設環境改善交付金の内定に関する状況調査（結果概要）

## （調査概要）

目的：各市が建築計画に計上していた事業に対する交付金の内示状況を把握する。

照会期間：平成28年7月8日（金）から平成28年7月20日（水）まで

回答状況：47市中44市から回答（平成28年7月21日現在）

## （結果概要）

## ①当初予算で内定（内示）されなかった歳入予算額（単位：千円）

28年度	27年度	差引（28年度-27年度）
7,004,257	2,648,798	4,355,459

## ②要望額に対する内定（内示）額の割合（単位：％）

28年度	27年度	差引（28年度-27年度）
40.21	88.73	△48.52

## ③建築計画の内定（内示）状況[事務費を含むため、100%を超える場合がある。]

内定された金額の割合	28年度	27年度	差引（28年度-27年度）
100%以上	11.4%（5市）	13.6%（6市）	△2.2（△1市）
50%以上 100%未満	25.0%（11市）	72.7%（32市）	△47.7（△21市）
50%未満	63.6%（28市）	13.6%（6市）	50（22市）

## ④全市に共通して内定（内示）されなかった\*主な事業

28年度	大規模改造（空調、トイレなど）、防災機能強化（外壁改修）
27年度	なし

\*建築計画に計上したすべての中核市で内定されなかったもの。

## （結果を受けての船橋市の考え方）

- ・内定されなかった歳入予算額が70億円近くあり、各自治体において計画を見直す必要が生じ、先延ばしや将来的な財政負担増など自治体の負担になる可能性がある。
- ・内定されなかった事業は、良好な教育環境を維持するためもの（トイレ、空調、調理場など）をはじめ、防災機能強化という名目で計画している外壁改修や給水管改修といったものも含まれており、児童・生徒が多く時間を過ごす学校において良好な教育環境を維持するためには、今回の調査結果を見ても十分とは言えない。
- ・ついては、国に各自治体の状況を理解していただき、今年度の補正予算及び来年度の概算要求で、良好な教育環境を維持するための財政的支援を確保するために、今回の要望は必要だと考えている。
- ・なお、全額内定されている自治体もあるが、今後計画的に改修を進めていくためには、必要な財源が確保されていることが前提であり、本要望を提出していく意義はあるものと考えている。

## 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

### (1) 会員加入依頼活動について

- ・ 7月10日投開票の参議院議員選挙後の名簿修正及び加入依頼
- ※【別添参照資料】加入依頼の進め方等

### (2) 世話役幹事の選任について（平成28年8月10日現在）

区 分		自由民主党	民進党	公明党
会 長		衛藤 征士郎	—	—
幹 事	(衆議院)	加藤 勝信	川端 達夫	古屋 範子
	(参議院)	欠 員	欠 員	西田 実仁
副 幹 事		江島 潔	小川 淳也	谷合 正明
		古賀 友一郎	—	—

### ○世話役幹事の選任方法について

- ・ 各党の代表世話役の意見等を踏まえ、役員市長会議において世話役候補者を選任し、国会議員の会の担当市長より就任を依頼する予定。

### (3) 世話役と役員市長との懇談会の開催について（予定）

- ・ 平成28年11月18日（金）午前11:30～13:00
- 出席予定者・・・世話役議員、役員市長
- 協議内容・・・国会議員の会の勉強会に向けた中核市市長会の活動・課題の共有等、意見交換

### (4) 会員勉強会の開催について

- ・ 中核市市長会の活動に対する理解の深化、中核市市長会の活動に対する助言、協力促進などを目的に開催
- 出席対象・・・国会議員の会会員及び中核市市長全員

※現在、全国市長会行事開催日等との同日開催の可能性について検討中

**「中核市とともに地方分権を進める国会議員の会」**  
 ～加入働きかけの進め方について～

1. 加入働きかけの方法等について

(1) 加入を働きかける国会議員の範囲

- ①貴市の区域を含む選挙区選出の参議院議員
  - ②貴市に地縁的または行政的なつながりの深い（ゆかりのある）国会議員
- ※①は全市が統一的に働きかけるものとし、②は各市が任意に働きかけるものとする。

(2) 加入働きかけの方法

- ①市長等が必要書類を持参し加入を働きかけることを基本とします。
- ※各市担当部局または各市東京事務所などから働きかけることも可。

2. 加入働きかけに持参するもの

(1) 相手方に渡すもの

- ①国会議員あて依頼状
  - ②「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書
  - ③「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約
  - ④「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」申込書
  - ⑤「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動概要
- ※必要に応じて、中核市市長会のパンフレット（平成28年度版）を持参

(2) 手持ち資料等

- ①中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について  
（平成28年度総会資料）
- ②国会議員新規対象者及び未加入者リスト
- ③加入働きかけの進め方について（本状）

3. 申込書の回収について

回収方法等については、各市の任意によるものとします。

4. 今後のスケジュール（目安）

事務内容	時期	備考
名簿の修正・確認	7月下旬～8月上旬	各市へ依頼中
関係国会議員への働きかけ	8月上旬～8月下旬	各市が対応
加入申込書の取りまとめ提出	9月初旬	各市がとりまとめ、担当市（倉敷市）に提出
加入者名簿の作成、確認	9月下旬	担当市（倉敷市）が名簿作成 各市に確認依頼

平成 28 年度  
指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業

## ●三市長会連携事業

### 1 三市長会共同提言（11月4日実施）

#### 提言項目案

- 地方創生の一層の推進
- 一億総活躍社会の実現
- 地方制度改革の一層の推進
- 地方税財政制度の再構築
- 三市長会との定期的な協議の場の設置
- 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた支援強化

#### <今後のスケジュール>

8～9月 各市長会会員市に意見照会（2回程度を予定）

11月4日 会長・連携担当市長会議で採択、提言活動

※今年度は中核市市長会が素案作成からとりまとめまでを担当していますので、ご協力をお願いします。

### 2 市長会議

#### （1）連携担当市長会議（8月1日）

各市長会の連携担当市長による会議（新潟、横須賀、明石）

- ・三市長会共同提言の素案を確定
- ・今後の連携事業について意見交換

#### （2）会長・連携担当市長会議（11月4日。提言活動を同日実施）

### 3 三市長会連携職員勉強会（回数、時期未定）

詳細未定

### 4 その他

- ・緊急要請等（必要随時実施）

## ●中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業

---

### 1 経済同友会との意見交換会

1回目は4月26日実施済み。

2回目は平成29年1月頃開催で調整中

### 2 共同提言・緊急要請（必要随時）

### 3 中核市サミット、全国施行時特例市市長会秋季総会への相互参加

主に両市長会の役員市長等が参加予定

### 4 合同役員市長会議2回程度（本日、1月開催予定）

本日予定している議題

- 経済同友会との連携の方向性について
- 三市長会共同提言について
- 今後の連携事業について（全国施行時特例市市長会の体制等）

### 5 全国施行時特例市市長会「中核市に関する研究会」への中核市市長会からの参加

## 中核市市長会「税制改正要望」について

### 1 要望事項の募集・選定の検討

#### (1) 要望事項の作成の考え方

例年の要望状況、会員市への要望案の募集や本会の他の提言等との整合性の検討等を通じて、要望内容の充実を図る。

#### (2) 要望案募集の実施について⇒下記①～③まで実施済み

- ① 様式(案)の検討・作成…6月末まで中核市市長会事務局及び中核市市長会東京事務所と協議し決定
- ② 要望案の募集…7月13日～27日
- ③ 要望案の整理1)…7月末(同種の要望事項の確認・整理、一覧作成等)  
⇒取りまとめ結果については別紙資料参照
- ④ 要望案の整理2)…8月中(昨年度の中核市市長会東京事務所の選定基準<sup>(※)</sup>等を参考に、要望案を絞り込む(要望案の数は昨年度の実績をベースとし、今後の税制改正の動きを見定めつつ、他の提言等(「国の施策及び予算に関する提言」「財源確保検討プロジェクト」)幹事市の検討内容との整合性を確認)

(※)〈参考〉昨年度の中核市市長会東京事務所の選定基準

- ・地方税に大きな影響があるもの(増減の大きいもの)。
- ・中核市において影響があるもの(特に減要因となるもの)。
- ・中核市市長会において継続して要望しているもの。
- ・中核市のみならず他団体においても継続して同様の要望をしているもの。

### 2 今後の予定

- 8月10日の市長会議において、7月に募集した要望事項について整理した内容を発表。
- 8月中旬を目処に要望事項の絞り込みを行う
- 8月中に取りまとめられる予定の国における各省要望を確認し、必要があれば要望事項を修正・加除する項目を決定。(9月上旬を目処)
- 各市からの要望事項と各省要望事項の整合を図り、中核市市長会としての税制改正要望(草案)を策定。(9月中旬を目処)
- 各市へ意見照会。(9月下旬を目処)
- 各市の意見を取りまとめ、草案へ反映、原案作成。(10月上旬を目処)
- 会長市及び役員市へ原案を照会し、最終調整を図り決定。
- 中核市市長会議 in いわき(10月28日、いわき市で開催)で最終案を決定。
- 与党・政府関係機関への要請活動日程決定後、実行。(11月上～中旬を目処)

### 3 懸案事項

消費税率引き上げ時期の変更に伴い、消費税率10%段階の措置である車体課税の見直しや地方法人課税の偏在是正についても実施時期が延期されることとなったことから、臨時国会に提出される予定の地方税法等の改正内容によっては、税制改正要望案の追加・修正等が必要となる可能性がある。

今後は、各省要望の内容確認とともに、国会の動向も注視していく必要がある。

## 要望案の取りまとめ結果について

### <表1> 募集結果

- ・ 全会員市に照会し、8項目の要望事項の提案があった。

税目	項目数	件数	
個人住民税	3件	4件	※同意見1件
法人課税関係	2件	2件	
車体課税関係	1件	2件	※同意見1件
固定資産税ほか	1件	1件	
地方消費税	1件	1件	
計	8件	10件	

### <表2> 要望案の内容

税目	件名	要望事項	提案市
個人住民税	公的年金等所得に係る特別徴収制度の見直しについて	公的年金等所得に係る特別徴収制度について、徴収時期や金額等に関する適切な見直しを図ること。	高槻市
	婚姻歴のないひとり親に対する寡婦（夫）控除の適用について	婚姻歴のないひとり親家庭の自立支援、子どもの置かれた経済的に不利益な状況の改善を図るため、婚姻歴のないひとり親に対しても寡婦（夫）控除を適用するよう、所得税法等の改正を求める。	八王子市 尼崎市
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の運用の見直しについて	ふるさと納税に係る所得税（国税）の控除について、ワンストップ特例制度が適用された場合においても、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するのではなく、確定申告を行った場合と同様に国税で対応するよう制度の見直しを実施すること。	豊橋市
法人課税関係	地方法人課税の偏在是正について	法人住民税法人税割の税率引下げ分の地方法人税による地方交付税原資化については、地方間の税源の偏在是正のためのものであると認識しているが、地方法人税は地方間の税収の再配分にすぎない制度であり、少子高齢化の急速な進展や公共施設の更新等に対応するための地方税財源の確保が喫緊の課題となっており、地方消費税の拡充等、更なる税源移譲を早急に検討すべきである。	豊中市
	法人住民税の減収分について	消費税率10%への引上げが延期されることから、法人事業税交付金制度の実施等が先送りされる可能性があるため、平成27年度税制改正における法人税率引下げに伴う法人住民税の減収分の代替財源を確保すること。	郡山市
車体課税関係	車体課税の堅持について	消費税率10%への引上げが延期されることから、景気浮揚を目的として、自動車取得税を先行して廃止せず、堅持すること。	郡山市 岐阜市
固定資産税ほか	税負担軽減措置の整理合理化について	国・地方を通じた厳しい財政状況のもと、国の政策的観点から補助金等の代替手段として税負担の軽減措置を創設し、又は拡充するにあたっては、市税収入の減収要因であることを踏まえ、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては速やかに整理合理化を図られたい。	豊中市
地方消費税	地方消費税引き上げの延期に伴う代替財源の確保について	消費税率10%への引き上げが先送りされても、中核市をはじめとする基礎自治体の財政運営に支障が生じることがないように、増税された場合と同等の地方消費税交付金又はその他の財源を確保すること。	八王子市

## 「地方版規制改革会議に関する研究会」概要

名称	地方版規制改革会議に関する研究会													
目的	<p>現在、各市において「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少の克服とまちの地域活性化に向け、地方創生の取組を進めている。</p> <p>こうした中、昨年末に改訂された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、規制改革との連携が位置付けられ、取組体制として、「地方版規制改革会議」の設置が提案された。</p> <p>国の規制については、国の「規制改革会議」で見直しを行っているが、地方自治体が所管している規制に関するケースもあり、地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、より現場に近い地方自治体で改革に取り組む体制を整える必要がある。</p> <p>こうした状況を受け、地方創生を推進する上で阻害要因となっている規制・制度について調査・研究を行い、課題等を整理するとともに、地方版規制改革会議の導入検討を図り、地方創生のさらなる推進を目的とする。</p>													
研究テーマ	<p>I. どのような規制・制度が地方創生を推進する上で阻害要因となっているのか。</p> <p>II. 地方版規制改革会議についてどのように導入を進めるべきか。</p>													
活動内容	<p>① メンバーを対象にアンケート調査を実施。</p> <p>② 活動期間中はメールやSNSを活用し、担当者間にて自由に意見交換を実施。 ※可能かつ必要に応じて、事務担当者会議 in いわき(10/3)にて事務レベルの意見交換会を開催することを検討。</p> <p>③ アンケート調査の結果を市長会議 in いわきで報告。</p>													
組織	<p>前橋市を事務局に次の市の事務担当で構成する。ただし、必要に応じて構成市長間において、意見交換(メール)を行えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事務局</td> <td>前橋市</td> </tr> <tr> <td>構成市</td> <td>郡山市、いわき市、高崎市、八王子市、横須賀市、金沢市、豊橋市、豊田市、枚方市、和歌山市、長崎市</td> </tr> </table>		事務局	前橋市	構成市	郡山市、いわき市、高崎市、八王子市、横須賀市、金沢市、豊橋市、豊田市、枚方市、和歌山市、長崎市								
事務局	前橋市													
構成市	郡山市、いわき市、高崎市、八王子市、横須賀市、金沢市、豊橋市、豊田市、枚方市、和歌山市、長崎市													
工程 (予定)	<p>【平成 28 年】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">6月20日</td> <td>研究会参加希望市の照会〔～6月30日〕</td> </tr> <tr> <td>7月6日</td> <td>研究会設置</td> </tr> <tr> <td>7月28日</td> <td>アンケート調査開始〔～9月14日〕 調査期間中は、メール・SNSを活用した担当者間による意見交換を実施</td> </tr> <tr> <td>《10月3日》</td> <td>《事務担当者会議 in いわきにて意見交換会を開催》 ※必要に応じて</td> </tr> <tr> <td>10月中旬</td> <td>アンケート調査結果報告書作成</td> </tr> <tr> <td>10月28日</td> <td>市長会議へ報告</td> </tr> </table>		6月20日	研究会参加希望市の照会〔～6月30日〕	7月6日	研究会設置	7月28日	アンケート調査開始〔～9月14日〕 調査期間中は、メール・SNSを活用した担当者間による意見交換を実施	《10月3日》	《事務担当者会議 in いわきにて意見交換会を開催》 ※必要に応じて	10月中旬	アンケート調査結果報告書作成	10月28日	市長会議へ報告
6月20日	研究会参加希望市の照会〔～6月30日〕													
7月6日	研究会設置													
7月28日	アンケート調査開始〔～9月14日〕 調査期間中は、メール・SNSを活用した担当者間による意見交換を実施													
《10月3日》	《事務担当者会議 in いわきにて意見交換会を開催》 ※必要に応じて													
10月中旬	アンケート調査結果報告書作成													
10月28日	市長会議へ報告													
その他	<p>活動は主にメールやSNSで行い、必要に応じて、「事務担当者会議 in いわき」において意見交換会を開催する。</p>													



## 「中核市サミット2016 in いわき」企画書

### 1 目 的

中核市は、平成8年に発足以来、社会情勢に対応しながら、地域の中核的都市として、地方分権の推進と地域の発展に向けて大きな役割を果たしてきました。

現在、国においては、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる社会を創って行くため、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」を柱とした「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、誰もが生きがいを感じられる社会創りを目指しています。

少子高齢化・人口減少という大きな課題を抱える地方においても、国と連携して一億総活躍社会の実現に貢献することは極めて重要であり、市民をはじめ地域、企業、各種団体、行政等様々な主体が全員で魅力あふれる社会を実現するために持てる力を最大限発揮し、地方から日本の活力を生み出していく必要があります。

この中核市サミットでは、中核市市長が一堂に会し、人口減少の克服と地域活性化の諸施策について議論を深め、その活動と成果を全国に発信するとともに、誰もが活躍できる社会の実現を図ることを目指します。

2 名 称 「中核市サミット2016 in いわき」

3 日 程 等 平成28年10月27日（木） 会場：ホテルハワイアンズ  
なお、10月28日（金）は、市長会議の後、行政視察を予定

4 テ ー マ 「共に創る未来へ ～中核市から切り拓く“この国のかたち”～」

5 基調講演 講師 東京大学 名誉教授 神野 直彦 氏  
演題 『中核市に期待する』

### 6 分科会

#### ◆ 第1分科会 『地域住民を主体とした防災活動について』

《コーディネーター》 減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表 浅野 幸子 氏  
《分科会趣旨》

東日本大震災以降、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識され、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されるなど、地区住民の自主的な活動が求められている。

一方で、地区や自主防災組織の運営や活動において、高齢化や昼間の活動要員の不足、活動に対する住民意識の不足などの課題も指摘されていることから、これらの課題を解消し、地域の様々な団体等と連携し、地域における防災力が一層向上する方策等について検討を行う。

◆第2分科会 『女性活躍の推進について』

《コーディネーター》 一般財団法人女性労働協会 会長 鹿嶋 敬 氏

《分科会趣旨》

人口減少、少子高齢化の進行により、活力ある社会を持続するためには、これまで以上に女性の活躍が求められている。国においても自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ること目的として、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、平成28年4月より完全施行されたところである。

このような動きを踏まえ、中核市が果たすべき、女性の活躍できる社会づくりに寄与する方策などについて検討を行う。

◆第3分科会 『地域振興に貢献する観光産業について』

《コーディネーター》 観光地域づくりプラットフォーム推進機構 代表理事

事業構想大学院大学 客員教授 大社 充 氏

《分科会趣旨》

訪日外国人旅行者数については、ビザ緩和や免税制度の拡充などの大胆な改革に取り組んできた結果、平成27年度には年間2,000万人を突破し、今年度についても各月の過去最高記録を更新し続けている。

この結果を受け、国においては、新たに2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人といった目標のほか、観光が「地方創生」の切り札であるとの認識に立ち、2020年の地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万泊などの高い目標を掲げ、各地の多様な観光資源を磨き上げ、国際競争力のある生産性の高い観光産業へ変革し、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくため、さまざまな施策を講じている。

そこで、これらの目標を達成するために、地域の核となる中核市としてできる施策などについて議論を行う。

# 中核市サミット2016 inいわき 開催スケジュール

会場：ホテルハワイアンズ、いわき芸術文化交流館

2016年10月27日（木）

想定時間	想定事項	会場
11:00～11:40	中核市市長会プロジェクト会議 ①権限移譲検討プロジェクト ②財源確保検討プロジェクト ③地方創生検討第一プロジェクト ④地方創生検討第二プロジェクト	ホテル ハワイアンズ
11:50～12:30	昼食会 ①来賓・講師 ②昼食会兼3分科会打合せ（コーディネーター・中核市市長）	
12:35～12:45	集合写真撮影	
13:00～13:30	開会式 ①主催者歓迎あいさつ 中核市市長会会長（奈良市長） ②開催市歓迎あいさつ 開催市長（いわき市長） ③来賓祝辞 ◇総務大臣 ◇中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 ◇福島県知事 ④講師・来賓紹介 〔講師〕東京大学 名誉教授 神野 直彦 氏 〔来賓〕福島県知事 等 ⑤新規加入市あいさつ ◇呉市長 ◇佐世保市長 ⑥コーディネーター紹介 ◇第1分科会 減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表 浅野 幸子 氏 ◇第2分科会 一般財団法人女性労働協会 会長 鹿嶋 敬 氏 ◇第3分科会 観光地域づくりプラットフォーム推進機構 代表理事 事業構想大学院大学 客員教授 大社 充 氏	
13:30～13:35	休憩・ステージ転換	
13:35～14:15	基調講演『中核市に期待する』 東京大学 名誉教授 神野 直彦 氏	
14:15～14:30	移動、休憩	
14:30～16:40	分科会 ①第1分科会 『地域住民を主体とした防災活動について』 ②第2分科会 『女性活躍の推進について』 ③第3分科会 『地域振興に貢献する観光産業について』	
16:40～16:55	移動、休憩	
16:55～17:45	中核市サミット 全体会議及び閉会式 ①各コーディネーターによる各分科会の報告等 ②サミット宣言（宣言文起草、提示、採択、宣言） ③次回開催市あいさつ 次回開催市市長（鹿児島市長） ④閉会あいさつ 中核市市長会副会長（倉敷市長）	
17:45～18:30	移動、休憩	17:55～18:25 役員市長会議
18:30～20:00	レセプション ①開会あいさつ 開催市市長（いわき市） ②歓迎あいさつ 開催市市議会議員長（いわき市） ③来賓あいさつ 福島県知事、福島県議会議員長、全国市長会会長、全国施行時特例市市長会会長 ④乾杯発声 中核市市議会議員長会会長 ⑤アトラクション ⑥閉会あいさつ 中核市市長会副会長	
20:15～21:30	ハワイアンズショー（希望者のみ）	スパリゾート ハワイアンズ

2016年10月28日（金）

想定時間	想定事項	会場
8:30～ 9:15	役員市長会議	いわき 芸術文化 交流館
9:30～11:00	中核市市長会議	
11:10～11:25	記者会見（役員市長及び開催市長）	
11:45～15:00	行政視察 震災復興土地区画整理事業現地視察、小名浜港視察 ※視察終了後、JR泉駅（15:15着）、市役所本庁舎（16:00着）までお送り	

# 会場案内

## ホテルハワイアンズ 【中核市サミット会場】

〒972-8326

福島県いわき市常磐藤原町蕨平 5 0

TEL 0570-550-550 (ナビダイヤル)

FAX 0246-44-6220

### 交通アクセス

常磐自動車道いわき湯本 IC から約 3 分

J R 常磐線湯本駅からバスで約 15 分



## いわき芸術文化交流館 【中核市市長会議会場】

〒970-8026

福島県いわき市平字三崎 1 の 6

TEL 0246-22-8111

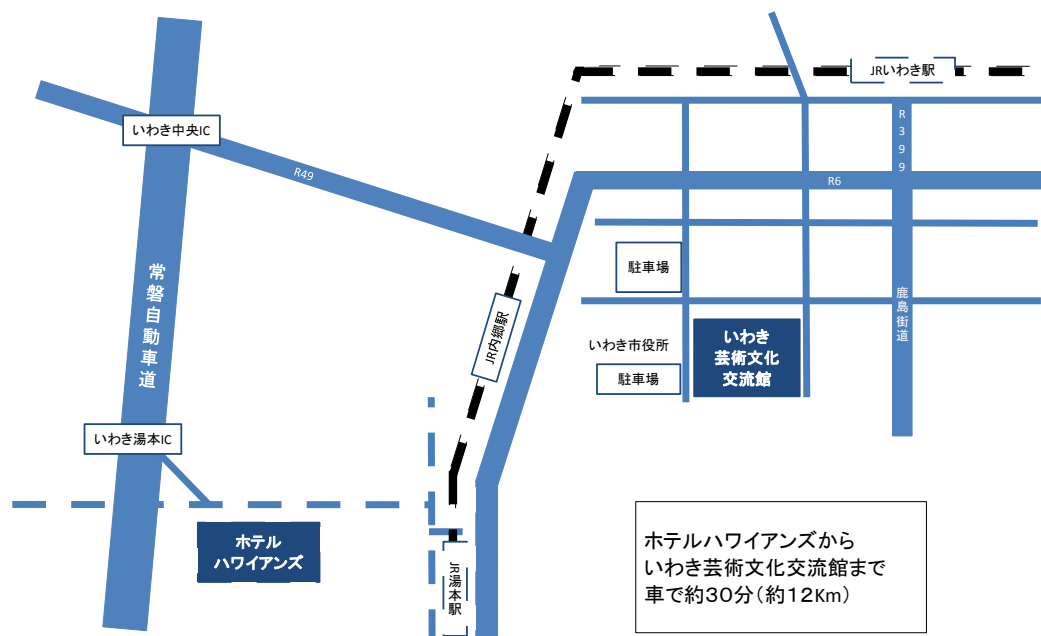
FAX 0246-22-8181

### 交通アクセス

JR 常磐線いわき駅南口から徒歩で約 15 分



### 【案内図】



# 中核市市長会役員選任及び東京事務所職員派遣について

## 1. 現状

### (1) 役員体制

- 会長1名・副会長2名・監事2名体制 ⇒ 規約改正及び役員体制承認により、会長1名・副会長5名・監事2名体制（副会長4名・監事2名は地域ブロック選出）。
- 会長を含む一部役員が次年度に任期満了のため、次期会長及び「北海道・東北」「関東」「中国・四国」ブロックの次期役員（副会長2名・監事1名）候補選出を要す。

### (2) 東京事務所職員体制

- 所長1名・副所長2名体制 ⇒ 平成27年度より業務増加の臨時対応として、所長1名・副所長2名＋追加派遣1名体制。中核市市長会のあり方の見直しとして、現時点で未定。
- 次年度、所長が次期会長市職員と交代、会長市の追加派遣職員も引上げ。また、副所長1名が派遣市都合により、1年で従事期間満了のため、次期職員派遣の決定を要す。

#### 〔現在の役員体制〕

役職	市長	地域ブロック	任期
会長	奈良市長	—	～H29.5.24
副会長	青森市長	北海道・東北	～H29.5.24
副会長	横須賀市長	(会長推薦)	～H29.5.24
副会長	豊田市長	北信越・東海	～H30.5.24
副会長	倉敷市長	中国・四国	～H29.5.24
副会長	宮崎市長	九州	～H30.5.24
監事	前橋市長	関東	～H29.5.24
監事	大津市長	近畿	～H30.5.24

⇒ 網掛けした役員は次年度任期満了。

#### 〔現在の東京事務所職員体制〕

役職	派遣市	従事期間
所長	奈良市(会長市)	～H29.3.31
副所長	横須賀市	～H30.3.31
副所長	柏市	～H29.3.31
(追加派遣)	奈良市(会長市)	～H29.3.31

⇒ 網掛けした職員は今年度末に従事期間満了。

## 2. 今後の手続

- 8月の市長会議 「中核市市長会役員選任についての申し合わせ」「東京事務所規程」について所要の改正を行った上、役員候補者選出・職員派遣市決定の手続決定
- 8月の市長会議後、役員就任・職員派遣の意志確認を実施。結果を踏まえて、市長間協議。
  - 従前秋の市長会議後に実施していた意志確認の実施時期を前倒し。
- 10月の市長会議 役員就任・職員派遣の意志確認・協議状況の報告。次年度東京事務所職員体制については、次年度の事業計画の骨子案及び事業の見直し案と併せて提案。

#### 〔今後のスケジュール(案)〕

	行事	役員選任	東京事務所職員派遣
8月	役員市長会議、市長会議	役員候補者選出手続決定	職員派遣市決定手続決定
9月		役員就任の意志確認、協議	職員派遣の意志確認、協議
10月	役員市長会議、市長会議	会長候補者の決定・報告	次年度の東京事務所体制の承認
11～12月		副会長・監事候補者の決定・報告	職員派遣市の決定・報告
1～3月	役員市長会議	次年度役員の役割分担の決定	新派遣職員決定、業務引継
4月			新派遣職員赴任、新体制移行
5月	役員市長会議、総会	新役員選任、新体制移行	

## 中核市市長会役員候補者の選出に関する申し合わせ（案）

### （提案の趣旨）

中核市市長会規約の改正により、各地域ブロックからの役員の選出を念頭に副会長を増員したことを踏まえ、「中核市市長会役員の選出についての申し合わせ」を全部改正し、役員候補の選出の手續の整備を図るもの。

### （概要）

#### 〔役員の構成〕

- 副会長4名及び監事2名は、6の地域ブロックから1名ずつ選出して充てるとともに、このほか、地域ブロックにかかわらず、会長推薦により副会長2名以内を選出することができるものとする。〔2. 関係〕

#### 〔役員就任の意志確認〕

- 毎年度、会長の任期が次年度に満了となるときは、会長を除く全ての会員市長に対して、その他のときは、次年度に任期が満了となる役員の属する地域ブロックの会員市長（役員を除く。）に対して役員就任の意志確認を行うものとする。〔3. 関係〕

#### 〔会長の候補者の決定〕

- 会長就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、役員市長会議において協議の上、会長の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の合意を得て、会長の候補者に決定する。〔4. 関係〕

#### 〔地域ブロック選出による副会長及び監事の候補者の決定〕

- 地域ブロックにおいて副会長又は監事就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、当該地域ブロック選出の役員の意見を踏まえ、役員市長会議において協議の上、副会長及び監事の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の合意を得て、役員の候補者に決定する。〔5. 関係〕

#### 〔会長推薦による副会長の候補者の決定〕

- 地域ブロック選出による副会長及び監事の候補者の決定後、会長又は会長の候補者が必要と認めるときは、副会長の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、副会長の候補者に決定することができる。〔6. 関係〕

## 中核市市長会役員候補者の選出に関する申し合わせ（案）全文

### 案

#### 中核市市長会役員候補者の選出に関する申し合わせ（案）

平成 28 年 8 月〇日決定

#### 1. 目的

本申し合わせは、中核市市長会規約第 4 条第 2 項の規定に基づき、市長会議において役員を選任するにあたり、その候補者を選出する手続を定めることを目的とする。

#### 2. 役員の構成

- (1) 会長は、地域ブロックにかかわらず、会員市長の中から 1 名を選出するものとする。
- (2) 副会長 4 名及び監事 2 名は、次の地域ブロックから 1 名ずつ選出し、これに充てるものとする。
  - ① 北海道・東北ブロック
  - ② 関東ブロック
  - ③ 北信越・東海ブロック
  - ④ 近畿ブロック
  - ⑤ 中国・四国ブロック
  - ⑥ 九州ブロック
- (3) 会長が必要と認めるときは、(2) の規定により選出する副会長のほか、地域ブロックにかかわらず、会長推薦により副会長 2 名以内を選出することができるものとする。

#### 3. 役員就任の意志確認

- (1) 毎年度、次に掲げる会員市長に対し、役員就任の意志確認を行うものとする。
  - ① 会長の任期が次年度に満了となる時 会長を除く全ての会員市長
  - ② ①以外するとき 次年度に任期が満了となる役員の属する地域ブロックの会員市長（役員を除く。）
- (2) 役員就任の意志確認において、会員市長は、次の事項を申し出る。
  - ① 役員就任の意志の有無
  - ② 役員就任の意志があるときは、希望する役職
  - ③ 役員就任が困難な特別な事情があるときは、その事情

#### 4. 会長の候補者の決定

- (1) 会長就任の意志確認の結果、一の会員市長のみが会長就任の意志を示したときは、当該市長を会長の候補者に決定する。
- (2) 会長就任の意志確認の結果、複数の会員市長が会長就任の意志を示したときは、役員市長会議において協議の上、会長の候補者を決定する。但し、役員市長会議においてその必要を認めるときは、全会員市長による推薦により決定する。
- (3) 会長就任の意志確認の結果、会長就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、役員市長会議において協議の上、会長の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、会長の候補者に決定する。

(4) 会長の候補者が決定したときは、会長が速やかに会員市長に報告する。

## 5. 地域ブロック選出による副会長及び監事の候補者の決定

- (1) 副会長及び監事就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて一の会員市長のみが副会長又は監事就任の意志を示したときは、当該市長を副会長又は監事の候補者に決定する。
- (2) 副会長及び監事就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて複数の会員市長が役員就任の意志を示したときは、当該地域ブロック選出の役員の意見を踏まえ、役員市長会議（会長の候補者を決定したときは、当該候補者を含む。以下同じ。）において協議の上、副会長又は監事の候補者を決定する。但し、役員市長会議においてその必要を認めるときは、当該地域ブロックの全会員市長による推薦により決定する。
- (3) 副会長及び監事就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて副会長又は監事就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、当該地域ブロック選出の役員の意見を踏まえ、役員市長会議において協議の上、副会長又は監事の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、副会長又は監事の候補者に決定する。推薦にあたっては、次の事項を考慮するものとする。
  - ① 役員就任の実績の有無
  - ② 中核市への移行年度
  - ③ 役員就任が困難な特別な事情の有無
- (4) 副会長及び監事の別は、候補者の就任意志、地域バランス等を考慮し、会長が決定する。但し、会長の候補者を決定したときは、会長は会長の候補者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 地域ブロック選出による副会長及び監事の候補者が決定したときは、会長が速やかに会員市長に報告する。

## 6. 会長推薦による副会長の候補者の決定

- (1) 地域ブロック選出による副会長及び監事の候補者の決定後、会長又は会長の候補者が必要と認めるときは、副会長の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、副会長の候補者に決定することができる。
- (2) 会長推薦による副会長の候補者が決定したときは、会長が速やかに会員市長に報告する。

## 7. その他

- (1) 本申し合わせに定めるもののほか、役員候補者の選出に関し必要な事項については、役員市長会議において協議の上、定めるものとする。
- (2) 役員市長会議を開催するいとまがないときは、書面等による協議を行うものとする。
- (3) 本申し合わせは、会員市長の増加及び役員候補者の選出の状況を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。



## 中核市市長会東京事務所規程の一部改正（案）

### （提案の趣旨）

東京事務所の各年度における業務の増減に対応するため、事務所職員として所長及び副所長のほか、必要な職員を置くことで、東京事務所の体制の整備を図るもの。

### （概要）

- 「副所長」の後に「、その他必要な所員」を加え、事務所に所長及び副所長のほか、必要な所員を置くことができるものとする。（第3条第1項関係）
  
- 「副所長」の後に「所員」を加え、所員は、役員市の職員又は希望する市の職員から会長が任命し、またその事務分担は、所長が定めるものとする。（第4条第3項及び第4項関係）

中核市市長会東京事務所規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>（職員）</p> <p>第3条 事務所に所長、<u>副所長、その他必要な所員</u>を置く。</p> <p>2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。</p> <p>3 <u>副所長及び所員</u>は、役員市の職員又は希望する市の職員から会長が任命する。</p> <p>4 所長は、事務所の事務を掌理し、<u>事務所職員</u>を指揮監督する。</p> <p>5 <u>副所長及び所員</u>の事務分担は、所長が定める。</p> <p>6 <u>事務所職員</u>に特段の理由があり、事務所での業務を継続できない場合は、原則、その<u>事務所職員</u>が所属する市の別の職員がその職務を代理する。</p>	<p>（職員）</p> <p>第3条 事務所に所長及び副所長を置く。</p> <p>2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。</p> <p>3 副所長は、役員市職員又は希望する市の職員から会長が任命する。</p> <p>4 所長は、事務所の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>5 副所長の事務分担は、所長が定める。</p> <p>6 <u>所長又は副所長</u>に特段の理由があり、事務所での業務を継続できない場合は、原則、その職員が所属する市の別の<u>もの</u>がその職務を代理する。</p>

## 中核市市長会役員の選出についての申し合わせ

### I. 会長の選出

1. 各市長に就任の意志確認を行う。
2. 複数の市長が就任意志を示した場合には、現役員が調整し、その結果を各市長に報告する。  
必要に応じて全市長による推薦により内定する。
3. 就任意志を示す市長が無かった場合は、現役員が推薦し、その結果を各市長に報告する。

### II. 副会長及び監事の選出

- 東西ブロック毎に、副会長、監事各1名を選出する。
  - (東ブロックー中部地方以東)
  - (西ブロックー近畿地方以西)
- 1. 新会長内定後、各ブロックの各市長に役職毎の就任の意志確認を行う。
- 2. 一の役職に複数の市長が就任意志を示した場合には、現役員等が調整し、その結果を各市長に報告する。  
必要に応じてブロック全市長による推薦により内定する。
- 3. 就任意志を示す市長が無かった場合は、現役員等が推薦し、その結果を各市長に報告する。

### III. 任 期

1. I及びIIの規定により選出された役員は、当該職について2期就任することを原則とする。
2. 現役員から新たにI及びIIの規定により選出された場合は、上記1の規定によるものとする。ただし、特段の必要性がある場合を除き、同一の職について連続して4期を超えて就任することはできないものとする。

### IV. その他

1. 本申し合わせは運用上のものであり、規約改正は行わない。  
従って、役員の詳細な選任及び任期は、本会規約第4条第2項及び同条第3項の規定によるものとする。
2. 新年度に中核市に移行予定の市の市長については、本申し合わせの「市長」には含めない。
3. 本申し合わせは、平成11年度の役員を選出時から、運用するものとするが、常設事務局の設置又は特段の情勢の変化等があるまでの当面のものとし、今後、必要に応じて変更・廃止ができるものとする。
4. 本申し合わせに定めるもののほか、役員を選出に関し必要な事項については、現役員等が協議して定めるものとする。

平成10年12月 1日決定  
平成17年11月10日改正  
(規約改正に伴う修正)  
平成26年11月25日改正  
(Ⅲ. 任期の修正)

## 中核市市長会東京事務所規程

### (趣 旨)

第1条 中核市市長会規約(以下「規約」という。)第12条に関し、事務局の事務執行機関として、中核市市長会東京事務所(以下「事務所」という。)を置くこととし、この規程は、その運営及び事務所職員について必要な事項を定めるものとする。

### (場 所)

第2条 事務所の設置場所を東京都内とする。

### (職 員)

第3条 事務所に所長及び副所長を置く。

2 所長は、会長市の職員から会長が任命する。ただし、会長の任期が満了する会計年度で、会長の任期が満了するまでの期間にあっては、会長が指定する市の職員から任命することができる。

3 副所長は、役員市職員又は希望する市の職員から会長が任命する。

4 所長は、事務所の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

5 副所長の事務分担は、所長が定める。

6 所長又は副所長に特段の理由があり、事務所での業務を継続できない場合は、原則、その職員が所属する市の別のものがその職務を代理する。

### (経 費)

第4条 事務所の運営及び事業に要する経費は、中核市市長会の歳入をもってこれに充てるものとする。

### (雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務所の運営及び事務所職員に関して必要な事項は、所長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。